
重要事項説明書

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

※加入者と記名被保険者が異なる場合や臨時被保険者を追加した場合は、本内容を加入者から記名被保険者や臨時被保険者にご説明ください。

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「引受保険会社」といいます。)を引受保険会社とし、株式会社ファミリーマートを保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)、加入者がファミリーマートが用意したお申込サイトで運転者ご本人として登録した方を記名被保険者とする一般包括契約(以下、「保険」といいます。)です。

※引受保険会社の代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項をご説明したものです。

◎本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「約款」をご確認ください。

1. 本保険のしくみ

借りたお車を運転中の事故に対して保険金をお支払いします。

◎借りたお車について既に自動車保険等がご契約されている場合*1、以下の内容をご確認のうえ、お申込みください。

- ・賠償に関する補償、お車の補償につきましては、借りたお車の保険から保険金が支払われる場合があります。
- ・搭乗者傷害特約(一時金払)については、借りたお車の他の保険の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

*1 [例]

- ・同居の父親のお車を借りた場合で、父親の自動車保険等に運転者年齢条件等が設定されていないとき
- ・友人のお車を借りた場合で、記名被保険者や臨時被保険者、これらの方のご家族がご契約している自動車保険に「他車運転危険補償特約*2」が契約されているとき

*2 記名被保険者や臨時被保険者が借りたお車を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故でも、借りたお車の保険に優先して、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いする特約です(補償内容には一定の条件があります。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。)

2.記名被保険者

都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許証(仮運転免許証や国際免許証を除きます。)保有者*1 であり、かつ、ファミリーマートが用意したお申込サイトで、運転者ご本人(記名被保険者)として登録した方を記名被保険者とすることができます。

*1 普通、準中型、中型、大型運転免許証のいずれかを保有している方に限ります。

3. 臨時被保険者

都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許証(仮運転免許証や国際免許証を除きます。)保有者*1 であり、かつ、保険プランを選択する画面で臨時被保険者を追加するとし、登録した方(最大3名まで)を臨時被保険者とすることができます。臨時被保険者が、ご契約のお車(借りるお車)を運転している間は、その臨時被保険者を記名被保険者とみなします。

*1 普通、準中型、中型、大型運転免許証のいずれかを保有している方に限ります。

4.ご契約のお車(借りるお車)

借りるお車を登録する画面で「借りるお車」として登録をしたお車(お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であるお車をいいます。)をご契約のお車とします。

ご契約のお車を特定するために、加入時に借りるお車の「登録番号(車両番号)」を登録いただきます。

※記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者が役員となっている法人が所有するお車、およびこれらの方が実態上所有するお車*1、レンタカーおよびカーシェアリングのお車(「わ」「れ」ナンバーのお車)は登録できません。

※臨時被保険者を追加する場合は、臨時被保険者、臨時被保険者の配偶者、臨時被保険者が役員となっている法人が所有するお車、およびこれらの方が実態上所有するお車*1 も登録できません。

※車検切れのお車や登録を抹消しているお車、実在していないお車および運転するご予定のない場合はご加入いただけません。

※後日、本保険にご加入いただけないお車でご加入した事実が判明した場合や、車検切れのお車、登録を抹消していたお車、実在していないお車および運転するご予定のないお車でご加入した事実が判明した場合には、引受保険会社はご加入内容を取り消すことがあります。この場合、1日自動車保険無事故割引の適用にあたり、ご利用日数として取り扱いません。

※ご加入内容につきまして、引受保険会社の代理店および引受保険会社からお客様、借りるお車の所有者等に対して直接確認をさせていただくことがあります。

*1 お車を購入した場合または譲り受けた場合で、車検証の名義を変更しておらず、車検証の所有者欄に記載された方と実態上の所有者が異なるときは、お車を購入した方もしくは譲り受けた方が実態上の所有者です。

●お車の用途・車種について

原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき引受保険会社が定めた区分によります。

※車検証等に記載の「用途」「自動車の種別」とは異なることがあります。

5.引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合

下記の保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳しくは「約款」をご確認ください。

■賠償に関する補償

＜対人賠償責任保険：自動セット＞

借りたお車を運転中*1 の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合に、相手方 1 名あたり保険金額を限度に保険金をお支払いします(ただし、自賠責保険等で支払われる部分を除きます。)

＜対物賠償責任保険：自動セット＞

借りたお車を運転中*1 の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、借りたお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

＜示談交渉＞

相手方への損害賠償に関する示談交渉は原則として引受保険会社が行います。

ただし、相手方が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合、記名被保険者や臨時被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉できません。

＜対物超過修理費特約：自動セット＞

借りたお車を運転中*1 の対物賠償責任保険で補償される事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合に、損害が生じた日の翌日から起算して 6 か月以内に修理を行ったときに限り、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1 事故について相手方の車 1 台あたり 50 万円が限度です。

※対物超過修理費特約は「対物超過修理費用補償特約」のペットネーム・略称です。

■ご自身・同乗者の補償

＜搭乗者傷害特約(一時金払)：自動セット＞

借りたお車を運転中*1 の事故により、乗車中の方が、ケガ・死亡された場合やそれらの方に後遺障害が生じた場合に、補償を受けられる方 1 名あたり保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

ケガの場合には、一時金として傷害保険金(入通院給付金または治療給付金)をお支払いします。

・入院・通院日数が通算して 5 日以上の場合

ケガの内容に応じて入通院給付金をお支払いします。お支払例は以下のとおりです。

[例]首のねんざ(むち打ち)の場合は 10 万円、足首の骨折の場合は 30 万円
・入院・通院日数が通算して 4 日以内の場合
治療給付金として 1 万円をお支払いします。

<自損事故傷害特約:自動セット>

借りたお車を運転中*1 の自損事故(相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等)や前の車に追突してしまった事故等により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合やその方に後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないときに、補償を受けられる方 1 名あたりあらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

■借りるお車の補償

<借用自動車の復旧費用補償特約:プレミアムプランのみ 自動セット>

借りたお車を運転中*1 の事故により借りたお車に損害が生じ、その損害を修理した場合、または修理せずに代替車を購入した場合に、1 回の事故について 300 万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、15 万円の免責金額(自己負担額)がありますので、ご注意ください。
また、借りたお車の代替車を購入した場合は、①修理する場合にかかる費用②代替車の購入費用③借りたお車の時価額のいずれか低い金額を限度にお支払いします。

<借用自動車の復旧費用補償特約(対象事故限定条件付):レギュラープランのみ 自動セット>

借用自動車の復旧費用補償特約の補償内容のうち、対象事故について、借りたお車を運転中*1 に生じた相手自動車や動物との衝突・接触等の事故に限定して保険金をお支払いします。

<車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約:自動セット>

事故または故障等により借りたお車が走行不能*2 となった場合に、修理工場等までのレッカー搬送や現場での応急対応に必要な費用を 1 回の事故等について合計で 15 万円*3 を限度にお支払いします*4。

■その他の補償

<弁護士費用特約:プレミアムプランのみ 自動セット>

借りたお車を運転中*1 の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をする場合や、借りたお車を運転中*1 の対人事故における刑事事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。

・相手方に法律上の損害賠償請求をする場合

1 事故について補償を受けられる方 1 名あたり 300 万円を限度とします。

・対人事故における刑事事件等の対応を行う場合

1 事故について補償を受けられる方 1 名あたり 150 万円*5 を限度とします。

<法律相談費用補償特約:プレミアムプランのみ 自動セット>

借りたお車を運転中*1 の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をするためにかかった弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用に対して、1 事故について補償を受けられる方 1 名あたり 10 万円を限度に保険金をお支払いします。

※信号待ちの際に後続車両に追突される等、記名被保険者や臨時被保険者に責任が全くない「もらい事故」の場合には、引受保険会社が示談交渉することはできません。

※弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約(自動車)」のペットネーム・略称です。

※弁護士等への委任や法律相談および弁護士等への費用の支払いに際して、事前に引受保険会社へのご連絡が必要です。

※弁護士への報酬等を負担した場合は、引受保険会社が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

*1 運転中には、駐車または停車中を含みません。

*2 事故で運転者の方が救急搬送されたことにより運転者の方が借りたお車を移動させることができない状態を含みます。

*3 搬送が必要な場合で、搬送先の修理工場等について引受保険会社が事前に承認したときは、無制限とします。

*4 電気自動車における充電切れまたはガソリン・軽油を燃料としないお車における燃料切れにより、走行不能となった場合は、充電または燃料の補充が可能な場所までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用を 1 回の充電切れまたは燃料切れについて 15 万円*3 を限度に補償します。

*5 裁判員裁判となる場合で、2 名以上の弁護士に委任した場合は 300 万円を限度とします。

■付帯サービス

付帯サービスについては「付帯サービスのご案内」をご参照ください。

6.引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合

●詳細は「約款」の「保険金をお支払いしない場合」等の項目をご確認ください。

●注意喚起情報の「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。

■賠償に関する補償

〈対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、対物超過修理費特約〉

・記名被保険者が借りたお車を運転中の事故により、記名被保険者の父母・配偶者または子にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、記名被保険者が被った損害

・臨時被保険者が借りたお車を運転中の事故により、その臨時被保険者の父母・配偶者または子にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、その臨時被保険者が被った損害 等

※対物超過修理費特約は「対物超過修理費用補償特約」のペットネーム・略称です。

■借りるお車の補償

＜借用自動車の復旧費用補償特約、借用自動車の復旧費用補償特約(対象事故限定条件付)＞

- ・盗難によって生じた損害
- ・欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗
- ・故障損害 等

＜車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約＞

- ・法令により定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障に起因する損害
- ・燃料の不足*1 または費消、キーの紛失によって、借りたお車が走行不能となった場合の費用等

*1 借りたお車が電欠等*2 により走行不能となった場合に生じた車両搬送費用を除きます。

*2 電欠等とは、借りたお車が電気自動車の場合の充電切れをいい、燃料電池自動車、圧縮天然ガス自動車、液化石油ガス自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車の場合の燃料の不足または費消を含みます。

■その他の補償

＜弁護士費用特約、法律相談費用補償特約＞

無免許運転や酒気帯び運転により、運転者に生じた損害等

※弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約(自動車)」のペットネーム・略称です。

7.ご利用期間(保険責任期間)

ご利用期間は1日から7日の間で1日(24時間)単位で任意に設定することが可能です。ご利用期間は、お申込画面にてご確認ください。

【ご利用開始時刻をお申込手続完了時点とする場合】

実際にファミリーマートの店頭で保険料をお支払いいただいた時刻をご利用開始時刻(保険責任開始時刻)とし、ご利用終了日における保険責任開始時刻の応当時刻経過後の最初の整数時をご利用終了時刻(保険責任終了時刻)とします*1。

【ご利用開始時刻をお申込手続完了時点より後とする場合】

お申込時に指定されたご利用開始時刻をご利用開始時刻(保険責任開始時刻)とし、ご利用終了日における保険責任開始時刻の応当時刻経過後の最初の整数時をご利用終了時刻(保険責任終了時刻)とします*1。

*1 時刻は日本時間表示となります。

8.保険金額等の引受条件

ご契約の保険金額については、お申込画面にてご確認ください。

9.割増引制度

本保険は、ドライバー保険(自動車運転者保険)に適用されるドライバー等級別割引・割増制度および他の割増引制度は適用されません。

10.保険料(保険料相当額)と払込方法に関する説明

- ・保険料は補償プランにより異なります。
- ・本保険は記名被保険者ごと、登録したご契約のお車ごとにご利用期間(保険責任期間)に応じて保険料が決定されます。また、臨時被保険者を追加する場合は、追加される方の人数にかかわらず補償プランごとに定額保険料が必要となります。

●プレミアムプランの場合:ご利用期間(保険責任期間)24時間あたり2,600円

(臨時被保険者を追加する場合:24時間あたり3,900円)

●レギュラープランの場合:ご利用期間(保険責任期間)24時間あたり1,800円

(臨時被保険者を追加する場合:24時間あたり2,700円)

●シンプルプランの場合:ご利用期間(保険責任期間)24時間あたり800円

(臨時被保険者を追加する場合:24時間あたり1,200円)

※初めてのお申込みで、「ご利用開始日」がお申込サイトで登録した日から7日以内の場合、シンプルプランでのご加入しかできません。

※加入者には、保険料に相当する金額を保険契約者に対し、お支払いいただきます。

※保険料については、ファミリーマートの店頭でお支払いいただく必要があります。また、実際にお支払いいただく保険料相当額は、お申込画面にてご確認ください。なお、保険料を店頭でお支払いいただけない場合、契約は成立いたしませんので、ご注意ください。

11.満期返れい金・契約者配当金に関する事項

本保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

12.解約返れい金に関して

解約された場合、加入内容や解約の条件によっては、保険料相当額を返還させていただくことがあります。

13.ご不満・ご要望のお申出

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間：平日 午前9時～午後6時/土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください(<https://www.sonpo.or.jp/>)。

0570-022808

〈通話料有料〉

(IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。)

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

Ⅱ 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をご説明したものです。

1. 引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

● 契約概要の「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。

■ 賠償に関する補償

〈対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、対物超過修理費特約〉

- ・ 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ・ 台風、洪水または高潮によって生じた損害
- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・ 借りたお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- ・ 記名被保険者または臨時被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転している場合 等

※ 対物超過修理費特約は「対物超過修理費用補償特約」のペットネーム・略称です。

■ ご自身・同乗者の補償

〈搭乗者傷害特約(一時金払)、自損事故傷害特約〉

- ・ 無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者に生じた傷害
- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ・ 記名被保険者または臨時被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転している場合に、補償を受けられる方に生じた傷害 等

■借りるお車の補償

＜借用自動車の復旧費用補償特約、借用自動車の復旧費用補償特約(対象事故限定条件付)、車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約＞

- ・記名被保険者または臨時被保険者の無免許運転や酒気帯び運転によって生じた損害
- ・借りたお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 等

■その他の補償

＜弁護士費用特約、法律相談費用補償特約＞

- ・無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者に生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・借りたお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害 等

※弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約(自動車)」のペットネーム・略称です。

■その他

補償を受けられる方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社は本保険を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2) 免責金額(自己負担額)について

借用自動車の復旧費用補償特約および借用自動車の復旧費用補償特約(対象事故限定条件付)は、15万円の免責金額を設定しています。

2.告知義務(ご加入時に重要な事項を申し出いただく義務)・通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合にご連絡いただく義務)

本保険には、告知義務・通知義務はありません。

3.ご利用期間(保険責任期間)

【ご利用開始時刻をお申込手続完了時点とする場合】

ご契約内容を確認できるサイトに表示された時刻をご利用開始時刻(保険責任開始時刻)とし、ご利用終了日における保険責任開始時刻の応当時刻経過後の最初の整数時をご利用終了時刻(保険責任終了時刻)とします*1。

【ご利用開始時刻をお申込手続完了時点より後とする場合】

お申込時に指定されたご利用開始時刻をご利用開始時刻(保険責任開始時刻)とし、ご利用終

了日における保険責任開始時刻の応当時刻経過後の最初の整数時をご利用終了時刻(保険責任終了時刻)とします*1。

*1 時刻は日本時間表示となります。

4.補償の重複に関するご注意

弁護士費用特約および法律相談費用補償特約をセットされる場合(プレミアムプランにご加入の場合)で、記名被保険者、臨時被保険者、これらの方のご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、本保険からでも他の保険契約からでも補償されますが、いずれか一方からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、弁護士費用特約および法律相談費用補償特約の可否をご検討ください。

*1 自動車保険以外の保険契約でご契約されている補償・特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。

※弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約(自動車)」のペットネーム・略称です。

5.解約と解約返れい金

加入内容や解約の条件によっては、保険料相当額を返還させていただくことがあります。

6.引受保険会社が経営破綻したときの取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合には、本保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・「損害保険契約者保護機構」の補償対象となる場合の保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%)まで補償されます。

7.クーリングオフ(加入申込みの撤回等)に関して

本保険は、ご利用期間(保険責任期間)が1年以下のためクーリングオフはできませんのでご注意ください。

8.事故が発生した場合

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類等をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

9.1 日自動車保険無事故割引について

本保険において一定期間無事故*1 である記名被保険者が、今後お車を取得される等により、自らを記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)として引受保険会社の自動車保険を初めてご契約される場合(ご契約のお車の用途・車種が主な自家用車*2 で 6 等級(S)または 7 等級(S)が適用される新規ノンフリート契約の場合。資格審査フリートのご契約は除きます。)、引受保険会社の自動車保険の保険料を対象に以下の割引率を適用します。

※臨時被保険者としてのご利用日数は、本割引適用の際のご利用日数の対象となりません。ただし、臨時被保険者の事故は、運転者ご本人(記名被保険者)の事故として取り扱います。

*1 引受保険会社の自動車保険の始期日時点において、始期日の属する事業年度*3 を含めて過去 3 事業年度中に通算 5 日*4 以上の本保険のご加入実績があり、かつ保険事故*5 がないこと。

*2 主な自家用車とは、お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量 2 トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。

*3「事業年度」とは 4 月 1 日から 3 月 31 日までをいいます。「始期日の属する事業年度」は、4 月 1 日から始期日の前日までをいいます。なお、前日 24 時に保険責任期間が終了していない本保険がある場合には、その保険責任期間を以下①②のとおり区分し、前日 24 時まで終了している区分のみを対象とします。

① 1 日目: 保険責任開始時刻～保険責任開始時刻から 24 時間経過後以降の最初の整数時[A]

② 2 日目以降: [A]～保険責任期間内の各日における[A]の応当時刻(24 時間ごと)

*4 ご利用日を同一とするご契約が 2 契約ある場合は、2 日とカウントします。

*5「搭乗者傷害特約(一時金払)のみ」、「車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約のみ」、「弁護士費用特約のみ」、「法律相談費用補償特約のみ」またはこれらの組み合わせの保険事故は含みません。

※弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約(自動車)」のペットネーム・略称です。

＜適用する割引率＞

a. 新契約の等級が 6 等級 (S) の場合

- ・1 日自動車保険のご利用期間(保険責任期間) 5 日以上～9 日以下: 割引率 8%
- ・1 日自動車保険のご利用期間(保険責任期間) 10 日以上～19 日以下: 割引率 15%
- ・1 日自動車保険のご利用期間(保険責任期間) 20 日以上: 割引率 20%

b. 新契約の等級が 7 等級 (S) の場合

- ・1 日自動車保険のご利用期間(保険責任期間) 5 日以上～9 日以下: 割引率 2%
- ・1 日自動車保険のご利用期間(保険責任期間) 10 日以上～19 日以下: 割引率 4%
- ・1 日自動車保険のご利用期間(保険責任期間) 20 日以上: 割引率 5%

※割引率は将来変更となる場合があります。

※後日、本保険にご加入いただけないお車でご加入した事実が判明した場合や、車検切れのお車、登録を抹消していたお車、実在していないお車および運転するご予約のないお車でご加入した事実が判明した場合には、引受保険会社はご加入内容を取り消すことがあります。この場合、1 日自動車保険無事故割引の適用にあたり、ご利用日数として取り扱いません。

※ご加入内容につきまして、引受保険会社の代理店および引受保険会社からお客様、借りるお車の所有者等に対して直接確認をさせていただくことがあります。

10.電話での加入手続きについて

本保険は、専用サイトを經由してのお申込みとなり、お電話によるお申込みはできませんのでご了承ください。

11.通信環境について

通信電波の安定した場所にて加入手続きを行うようにしてください。なお、通信状況によりお申込手続き完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、ご加入手続きが完了しておりませんので最初からお手続きをやり直していただく必要があります。

保険料のお支払い完了後、ご加入手続きを行った端末へメールにてご加入内容を確認できるサイトをご案内いたしますので、当該専用サイトでご加入内容をご確認ください。

12.接続料金

加入手続きを行う際にかかる通信料はお客様の負担となります。

13.通信トラブル時等の責任関係

保険契約者、代理店および引受保険会社の責によらない通信手段や端末障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったためにお客様に生じた損害につきましては、保険契約者、代理店および引受保険会社は、責任を負いません。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したためにお客様に生じた損害につきましては、保険契約者、代理店および引受保険会社は、責任を負いません。

その他については日本国内の法令によります。

14.個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社および引受保険会社のグループ各社に本保険に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本保険に関する個人情報を、保険引受の判断、本保険の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本保険に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/about/policy/kojin.html) をご参照ください。

◆東京海上日動火災保険株式会社

●保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間：平日 午前9時～午後6時

土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

●事故・故障のご連絡・ご相談

東京海上日動 1日自動車保険事故受付センター

0120-365-543

受付時間:24時間 365日

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは同協会のホームページをご確認ください(<https://www.sonpo.or.jp/>)。

0570-022808<通話料有料>

(IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。)

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

◆東京海上日動 1日自動車保険カスタマーセンター

ご不明点のお問い合わせの際のご連絡先

0120-087-775

受付時間:平日・土日祝 午前 9 時～午後 5 時(年末・年始を除く)

※一部の IP 電話からは接続できない場合があります。

※よくあるご質問・チャットサポート等もご利用ください。(<https://moweb.jp/tokiomarine-tyoinori/>)